

生活福祉資金貸付

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	

[留意事項]

低所得世帯・高齢者世帯対象の貸付もあります。
 審査・決定に関しては、兵庫県社会福祉協議会が行います。
 申請から審査を通り決定されるまで1ヶ月半程度かかる場合があります。

◆説明

エアコン等生活に必要な家電製品の購入に関する費用や就学に必要な学費の捻出が困難な学生に対する貸付等を行います。

<貸付利率>

連帯保証人を立てる場合 …… 無利子

連帯保証人を立てない場合 …… 年1.5%

◆手続（申請）先

川西市社会福祉協議会

〒666-0017

川西市火打1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階

TEL 072-759-5200 FAX 072-759-5203

◆手続に必要なもの

申請にあたっては、それぞれ対象となる条件がありますので、川西市社会福祉協議会にお問い合わせください。

身体障害者更生資金特別貸付

◆対象となる人

障がいの種類	備考
身体障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市を除く県内に6ヶ月以上居住する20歳以上の身体障害者手帳所持者 ・生活福祉資金の貸し付けを受けている人で、なおかつ資金が不足する人 ・事業資金の借入入れが困難であり、資金の用途が具体的かつ実地的であると認められ、2ヶ月以内に事業着手が可能な人 ・事業を営む場所が県内であること ・償還が確実な人
[留意事項]	

◆説明

- ・貸付限度額 40万円
- ・据置期間 1年
- ・償還期間 5年以内(据置期間を含む)
- ・利率 年3%(延滞利息年10.75%)
- ・貸付金の使途 事業場設備等の新設・機械器具の購入、店舗の賃借及び保証金・敷金に要する費用など
- ・その他の条件 2名の連帯保証人が必要

◆手続(申請)先

身体障がい者相談員

*事務取扱

公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

◆手続に必要なもの

- ・借入申込書
- ・事業計画書
- ・見積書
- ・住民票 ※コピー不可
- ・所得証明書
- ・その他団体長が必要を認めた書類

在宅重度障害者(児)生活環境改善資金貸付

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市を除く県内に6ヶ月以上居住する人 ・資金の調達が困難であり、事業計画が貸付目的に適合していると認められる人 ・償還が確実に認められる人
[留意事項]		

◆説明

貸付限度額	100万円
据置期間	1年以内
償還期間	据置期間経過後6年以内
利率	無利息(延滞利息年10.75%)
貸付金の使途	住宅の改修・改築・設備の購入及び場所の整備に要する経費など
その他の条件	1名以上の確実な連帯保証人が必要 新築は不可 貸付決定後に着工すること(すでに工事中のものは不可)

◆手続(申請)先

身体障がい者相談員

*事務取扱

公益財団法人 兵庫県身体障害者福祉協会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL 078-242-4620 FAX 078-242-4260

◆手続に必要なもの

- ・借入申込書
- ・事業計画書
- ・見積書、見取図(家屋全体の配置図と改造個所の両方の改造前、改造後)
- ・住民票(家族全員分) ※コピー不可
- ・借家の場合、家主の改造許可(承諾)書等
- ・その他団体長が必要と認めた書類(身体障害者手帳のコピー、借入申込書及び保証人の収入額を確認できる資料として源泉徴収票、納税証明書または所得証明書等)

◆関連する項目

- ・障害者住宅改造費助成(P51参照)
- ・障害者住宅整備資金貸付

特別障害者手当

◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者
身体障がい	・精神(知的を含む)又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人 ・入院(3ヶ月以上)していない人 ・施設(養護老人ホーム等)に入所していない人
知的障がい	
精神障がい	
[留意事項] ・所得による支給制限があります。 ・申請のあった翌月からの支給となります。 ・手帳の交付を受けていなくても、要件を満たす人は対象となります。 ※支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。	

◆説明

支給額 29,590円(月額)

支給月 5・8・11・2月

*提出していただいた所定様式の診断書の内容等をもとに支給認定の可否を審査します。

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

◆手続に必要なもの

- ・申請書類
- ・診断書

※上記2点は、所定の様式が障害福祉課にあります。

- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・障害者手帳(所持している場合)
- ・所得の確認ができる書類

*本市に市民税の税務資料があり、市で調査することに同意できる人は、所得確認書類の提出を省略することができます。

- ・障がい者本人名義の通帳
- ・年金受給額の方かるもの(年金受給者のみ)
- ・障がい者の属する世帯全員分のマイナンバーカードまたは、マイナンバーを証明する書類(個人番号通知カードもしくはマイナンバーの記載のある住民票)と写真付きの公的身分証明書類
- ・来庁者の身分証明書

障害児福祉手当

◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者
身体障がい	・重度の障がいがあるために日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の人 ・児童福祉施設に入所していないこと(川西さくら園等への通所は可) ・障がいを支給事由とする公的年金(厚生年金等)を受けていないこと(特別児童扶養手当は除く)
知的障がい	
精神障がい	
[留意事項] ・所得による支給制限があります。 ・申請のあった翌月からの支給となります。 ・手帳の交付を受けていなくても、要件を満たす人は対象となります。 ※支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。	

◆説明

支給額 16,100円(月額)
 支給月 5・8・11・2月

*提出していただいた所定様式の診断書の内容等をもとに支給認定の可否を審査します。

◆手続(申請)先

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成支援担当) TEL 072-740-1400

◆手続に必要なもの

- ・申請書類
- ・診断書

※上記2点は、所定の様式がこども支援課にあります。

- ・印鑑(自署の場合は不要)
- ・障害者手帳(所持している場合)
- ・所得の確認ができる書類

*本市に市民税の税務資料があり、市で調査することに同意できる人は、所得確認書類の提出を省略することができます。

- ・障がい児本人名義の通帳
- ・障がい児の属する世帯全員分のマイナンバーカードまたは、マイナンバーを証明する書類(個人番号通知カードもしくはマイナンバーの記載のある住民票)と写真付きの公的身分証明書類
- ・来庁者の身分証明書

特別児童扶養手当

◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい	身体、または精神に重度、中度の障がいのある20歳未満の児童を扶養する人	・障がいの程度が法に定める障がい児概ね 身体障害者手帳 1・2・3級 身体障害者手帳 4級の一部 療育手帳 A 療育手帳 B1・B2の一部 ＊上記の手帳の交付を受けていなくても、診断書により同等の障がいを持つと認められた児童も対象となります。 ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けていないこと ・児童福祉施設に入所していないこと(川西さくら園等への通所は可)
知的障がい		
精神障がい		
[留意事項] ・所得による支給制限があります。 ・申請のあった翌月からの支給となります。 ※支給要件等の詳細については申請先にご確認ください。		

◆説明

支給額 1級 56,800円(月額) ※令和7年4月分より変更

2級 37,830円(月額)

支給月 4・8・11月

＊すでに受給中であっても、手帳の等級変更など、障がいの程度が変わったときには届出が必要となります。

◆手続(申請)先

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成支援担当) TEL 072-740-1400

◆手続に必要なもの

- ・申請書
- ・生計維持に関する調書
- ・振込先口座申出書
- ・診断書

※上記4点は、所定の様式があります。

- ・印鑑
- ・障害者手帳(所持している場合)
- ・戸籍謄本(受給資格者及び対象児童のもの)
- ・個人番号がわかる書類(申請者、配偶者、対象児童、扶養義務者のもの)
- ・運転免許証などの本人確認書類
- ・振込先の通帳もしくはキャッシュカード(申請者名義のもの)

その他添付書類が必要な場合があります。

重度心身障害者(児)介護手当

◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者
身体障がい	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい者(児)を介護している人 身体障害者手帳(1・2級)または療育手帳(A)を所持している65歳未満の人 施設(養護老人ホーム等)に入所していないこと
知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> 入院(3ヶ月以上)していない人 介護している人と介護を受けている人の属する世帯が市民税非課税世帯であること 重度心身障がい者(児)が自立支援給付サービスや介護保険サービスを過去1年間利用していないこと(一部除外有)
【留意事項】 申請のあった翌月からの支給となります。 ※支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。	

◆説明

支給額 年額 100,000円(月額換算 8,333円)
 支給月 5・8・11・2月

*日常生活動作等について家庭訪問、聞き取り等を行ったうえで、支給認定の可否を審査します。

◆手続(申請)先

【18歳以上】
 市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】
 市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成支援担当) TEL 072-740-1400

◆手続に必要なもの

- 申請書類(所定の様式が障害福祉課・こども支援課にあります)
- 印鑑
- 身体障害者手帳または療育手帳
- 所得の確認ができる書類
 *本市に市民税の税務資料があり、市で調査することに同意できる人は、所得確認書類の提出を省略することができます。
- 介護者名義の通帳

外国人等障害者特別給付金

◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい	・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳A・B1 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 上記手帳を所持し、市内に居住する人	以下のいずれかに該当する人 ＊昭和57年1月1日前に重度障がい者であった人 ＊昭和57年1月1日以後に重度障がい者となったが、障がい発生原因の初診日が同日前に属する人 ＊昭和61年4月1日前の海外滞在中に障がいの初診日のある日本人等
知的障がい		
精神障がい		
【留意事項】 ・重度障がい者及び中度障がい者で説明欄に記載の年額以上の公的年金を受給中の人、生活保護受給中の人、川西市外国人等高齢者特別給付金を受給中の人是对象となりません。 ・所得による支給制限があります。 ・申請のあった翌月からの支給となります。 ※支給要件等の詳細については申請先にお問い合わせください。		

◆説明

- 支給月額
- ①重度障がい者
- ・昭和31年4月1日以前生まれの者 43,192円(年額518,304円)
(年額518,304円未満の公的年金を受給している人は518,304円から当該金額を差し引いた額)
 - ・昭和31年4月2日以後生まれの者 43,317円(年額519,804円)
(年額519,804円未満の公的年金を受給している人は519,804円から当該金額を差し引いた額)
- ②中度障がい者
- ・昭和31年4月1日以前生まれの者 34,554円(年額414,648円)
(年額414,648円未満の公的年金を受給している人は414,648円から当該金額を差し引いた額)
 - ・昭和31年4月2日以後生まれの者 34,654円(年額415,848円)
(年額415,848円未満の公的年金を受給している人は415,848円から当該金額を差し引いた額)
- 支給月 4・10月

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

◆手続に必要なもの

- ・申請書(所定の様式が障害福祉課にあります)
- ・印鑑
- ・障害者手帳(所持している場合)
- ・障がい者本人名義の通帳

障害基礎年金

◆対象となる人

障害いの種類	受給資格者・支給要件
身体障がい	・障がいに関する疾病等の初診日が出生～65歳未満の人または生まれつき障がいのある人 ・初診日の前日における保険料納付要件を満たしている人 ・国民年金法で指定する障がい等級が1級または2級の人(障害者手帳の等級は関係ありません)
知的障がい	
精神障がい	
【留意事項】 障害者手帳の交付の等級に関わらず要件を満たしていれば手続きができます。	

◆説明

※金額は令和6年度

障害基礎年金 1級 1,020,000円(年額) (1,017,125円) ()は昭和31年4月1日以前に
 2級 816,000円(年額) (813,700円) 生まれた方の年金額です。

子の加算 一人につき 234,800円(年額)
 ただし、第3子以降は 78,300円(年額)

*障害基礎年金の受給権が発生すれば、それ以降の国民年金保険料の納付は免除されます(第1号被保険者に限る)。ただし、法定免除の手続きが必要です。

*初診日に厚生年金に加入していた場合、障害厚生年金、障害共済年金を併せて請求することとなります。この場合、厚生年金法に定める障がい等級3級までが対象となります。

◆手続(申請)先

初診日に加入していた年金制度によって手続先が異なります。

<手続先>

- ・厚生年金の場合→最寄りの年金事務所
- ・3号被保険者(会社員等の配偶者)の場合→最寄りの年金事務所
- ・共済組合の場合→各共済組合(※)
 ※平成27年10月から厚生年金と統合されましたが、手続先は変わりません。
- ・上記以外の場合→市役所1階医療助成・年金課(年金担当)にご相談ください。

<問い合わせ先>

尼崎年金事務所

〒660-0892

尼崎市東難波町2丁目17-55 TEL 06-6482-4591

市役所1階 医療助成・年金課 年金担当 TEL 072-740-1171

◆手続に必要なもの

条件により異なりますのであらかじめご相談ください。

障害者扶養共済制度

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～3級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神または身体に永続的な障がいのある人で上記障がいと同程度と認められる人		
【留意事項】		

◆説明

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がい者に一定額の年金を支給する制度です。

- ・加入できる保護者の要件
 - * 対象となる障がいのある人を現に扶養している65歳未満の保護者
 - * 生命保険契約の対象となる健康状態の人
- ・掛け金(1口あたり)

加入(付加)時の年齢が35歳未満	月額	9,300円
加入(付加)時の年齢が35歳以上40歳未満	月額	11,400円
加入(付加)時の年齢が40歳以上45歳未満	月額	14,300円
加入(付加)時の年齢が45歳以上50歳未満	月額	17,300円
加入(付加)時の年齢が50歳以上55歳未満	月額	18,800円
加入(付加)時の年齢が55歳以上60歳未満	月額	20,700円
加入(付加)時の年齢が60歳以上65歳未満	月額	23,300円
- ・年金額

1口加入の人	20,000円(月額)
2口加入の人	40,000円(月額)

◆手続(申請)先

【18歳以上】

市役所1階 福祉部 障害福祉課 TEL 072-740-1178

【18歳未満】

市役所3階 こども未来部 こども支援課(育成支援担当) TEL 072-740-1400

◆手続に必要なもの

- ・加入等申込書
 - ・住民票(保護者及び障がいのある人) ※コピー不可
 - ・申込者(被保険者)告知書
 - ・障害証明書(所定の様式が障害福祉課・こども支援課にあります)
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・年金管理者指定届書(障がい者が年金を管理する事が困難なとき)
- ※医師の診断書が必要な場合があります。詳しくは、障害福祉課またはこども支援課までお問い合わせください。

自動車事故による介護料支給制度

◆対象となる人

自動車事故により、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、日常生活動作について常時または随時の介護が必要である人で、自動車損害賠償保障法(自賠法)施行令別表第一に定める「1級1号又は2号」「2級1号又は2号」の後遺障害等級認定を受けた人、または上に同等の障害であると当機構が認定した人。

[留意事項]

支給には一定の要件があります。(介護保険法・労働者災害補償保険法による介護給付との併給不可など)

◆説明

自動車事故による後遺障がい介護が必要になった人に対し、下記の金額を支給するものです。被害事故・加害事故・自損事故など事故の内容は問いません。

乗車中に限らず、自転車・原付の運転中、歩行中などに自動車・自動二輪車等による事故に遭った人も対象です。

該当等級	種別	支給金額(下限額～上限額)
1級 1号/2号	特I種	85,310円～211,530円
	I種	72,990円～166,950円
2級 1号/2号	II種	36,500円～83,480円

※1か月あたりの金額です。年に4回、3ヶ月分をまとめて支給します。

介護料は、介護用品・介護消耗品の購入や在宅介護サービスに利用することができます。

(介護用品の購入やサービスの利用がない時でも下限額は毎月支給します)

その他、上記の介護料とは別に、短期入院の助成等も行っています。

事故による受傷から利用申請までの期限はありません。

事故から長年経過していても支給を受けられる場合がありますので、まずはお問い合わせください。

◆手続(申請)先

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 被害者援護担当 TEL 078-271-7601

◆手続に必要なもの

支給要件・手続きなど、詳しくは上記の電話番号までお問い合わせください。